

議案第52号

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市  
営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設  
置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市  
営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年淡  
路市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「は、前条の規定により、」を「に次条に規定する」に、「を置  
く」を「及び共同施設を設置する」に改める。

第3条中「次の各号」を「、次の各号」に改め、同条第1号中「及び」を「  
及び」に改め、「管理する賃貸住宅」の右に「及びその附帯施設」を加え、同条第  
3号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第4条第1項中「入居者」を「特定公共賃貸住宅の入居者（以下「入居者」と  
いう。）」に改め、同項第3号中「新聞折り込みチラシ」を「新聞折込」に改める。

第6条中「次に掲げる者」を「次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者」  
に改め、同条第1号中「予約者を含む」の右に「。以下「同居親族」という」を  
加え、同条第4号を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為  
の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力  
団員（以下「暴力団員」という。）である場合は、特定公共賃貸住宅に入居する  
ことができない。

第7条第1項中「入居資格のあるもの」を「入居者の資格を有する者」に、「入  
居しようとする者」を「入居しようとするもの」に改め、同条第2項中「者から」  
を「者のうちから」に、「入居を決定し、その旨を当該入居者として決定した者

(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものと」を「入居予定者として決定」に改める。

第8条の見出し中「選考」を「選定」に改め、同条中「入居の申込みを受理した戸数」を「市長は、入居の申込みをした者の数」に、「場合においては、市長は」を「ときは」に、「について」を「のうちから」に、「入居者」を「入居予定者」に改める。

第9条第1項中「により」を「に基づいて」に、「選考する」を「選定する」に、「入居決定者」を「入居予定者」に改め、同条第2項中「入居決定者が特定公共賃貸住宅に入居しない」を「入居予定者が第11条第3項の規定により入居の決定を取り消されたとき、同条第5項の規定に違反して入居しないとき、又は入居者が次の入居予定者の決定までに特定公共賃貸住宅を明け渡した」に改める。

第10条中「特定公共賃貸住宅の入居者」を「入居予定者」に、「その者」を「当該入居予定者」に改める。

第11条第1項中「受けた者」を「受けた入居予定者」に改め、同条第2項及び第3項中「入居決定者」を「入居予定者」に、「期限内」を「期間内」に改め、同条第4項及び第5項中「入居決定者」を「入居予定者」に改める。

第13条中「特定公共賃貸住宅の入居者」を「入居者」に改める。

第14条第1項中「家賃については」の右に「、法第13条の規定に基づき施行規則第20条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において」を加え、同条第2項中「には、家賃」を「は、法第13条の規定に基づき施行規則第20条及び第21条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、特定公共賃貸住宅の家賃」に改め、同項第2号中「不相当となった」を「均衡上必要がある」に改め、同項第3号中「ことに伴い、家賃を変更する必要があると認める」を削る。

第15条の見出し中「納付」を「徴収」に改め、同条第1項中「家賃」を「市長」に、「第33条」を「第33条第1項の規定」に、「明渡し請求のあった日」を「当該請求をした日。次項において同じ。」に、「請求する」を「の間、家賃を徴収する」に改め、同条第2項中「家賃」を「入居者」に、「明け渡した日」を「、明け渡した日」に改め、「までに」の右に「、その月分を」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

第15条第3項中「その月の使用期間」を「、その月の入居期間」に改め、同条第4項中「第32条」を「第32条第1項」に、「立ち退いた」を「明け渡した」に改める。

第16条第1項中「特定公共賃貸住宅の入居者」を「入居者」に改め、同条第2項中「市長が前項の規定に基づき、家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて」を「前項に規定する減額は、第14条の規定に基づき定められた家賃と」に、「を、市長は入居者から徴収する」を「との差額を当該家賃から控除することにより行う」に改める。

第17条に見出しとして「(減額の申請等)」を付し、同条第1項中「家賃の減額を受けようとする入居者は」を「入居者は、前条に規定する家賃の減額を受けようとするときは」に改め、同条第2項中「家賃減額申請書」を「前項に規定する申請書」に改め、「その内容を審査し」の右に「、次条の規定に基づき入居者負担額を決定し」を加え、同条第3項中「に基づき、」を「により」に改める。

第19条中「同居の親族」を「同居親族」に、「家賃の減免又は徴収の猶予を」を「家賃を減免し、又は徴収を猶予」に改める。

第20条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する督促に係る手数料は、1件につき100円とする。

第21条第3項中「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に改める。

第25条第1項中「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に、「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に、「き損」を「毀損」に改める。

第26条中「入居者は」を「入居者は、」に改める。

第27条中「入居者が」を「入居者は、」に改める。

第28条に見出しとして「(転貸等の禁止)」を付し、同条中「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に改める。

第29条中「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に改める。

第30条第1項中「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に改め、同条第2項中「承認を行うに当たり」を「承認を行うに当たっては」に、「当該住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に、「ときは、」を「ときに」に改める。

第31条中「特定公共賃貸住宅の入居者」を「入居者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする同居親族以外の親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第32条第1項中「10日前」を「明け渡そうとする日の10日前」に改め、同条第2項中「特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は」を「前項の場合において」に改め、「除き」の右に「、同項の検査までに入居者の負担で」を加える。

第33条第1項各号列記以外の部分中「次のいずれか」を「次の各号のいずれかの要件」に、「特定公共賃貸住宅」を「当該特定公共賃貸住宅」に改め、同項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「同居者」

を「同居している者」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上及び管理上必要と認めるとき。

第33条第2項中「に基づき、」を「により」に、「、入居者」を「、当該入居者」に改める。

第34条第2項中「住宅の」を削る。

第34条の2第1項中「入居又は入居者と」を「入居し、又は」に、「どうか」を「否か」に改め、同条第2項中「特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者」を「入居者又は同居している者」に、「どうか」を「否か」に改める。

第36条中「特定公共賃貸市営住宅」を「特定公共賃貸住宅」に改める。

(淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 市に第4条に規定する市営住宅及び共同施設を設置する。

第4条第2号中「係るもの」を「より建設した住宅及びその附帯施設」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「、改良法第29条第1項及び第2項に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特賃法施行規則」という。)

第1条第3号に規定する所得」を削り、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を削る。

第4条の2中「定める基準」を「定める整備基準」に、「基準をもって、その基準とする」を「ところによる」に改める。

第5条第1項中「入居者」を「市営住宅の入居者(以下「入居者」という。)」に改め、同項第3号中「新聞折り込みちらし」を「新聞折込」に改める。

第6条第6号中「同居者の人数」を「同居している者(以下「同居者」という。)の人数」に改め、同条第7号中「市営住宅の入居者」を「入居者」に改める。

第8条第2項中「市営住宅の入居者」を「入居者」に改める。

第9条第2項中「の規定により」を「に規定する」に、「を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものと」を「のうちから市営住宅の入居予定者として決定」に改める。

第10条の見出し中「選考」を「選定」に改め、同条中「入居の申込みをした者」を「市長は、入居の申込みをした者」に、「(特定公共賃貸住宅及びその他の住宅を除く。以下第3号までにおいて同じ。)の戸数を超える場合の入居者の

選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う」を「の戸数を超えるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する者のうちから抽選その他公正な方法により、入居予定者を選定するものとする」に改める。

第11条第1項中「により」を「に基づいて」に、「選考する」を「選定する」に、「入居決定者」を「入居予定者」に改め、同条第2項中「入居決定者が市営住宅に入居しない」を「入居予定者が次条第4項の規定により入居の決定を取り消されたとき、同条第6項の規定に違反して入居しないとき、又は入居者が次の入居予定者の決定までに市営住宅を明け渡した」に改める。

第12条中「入居決定者」を「入居予定者」に改める。

第13条中「市営住宅の入居者」を「入居者」に、「第11条第2項」を「第11条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする同居親族以外の親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第14条及び第15条中「市営住宅の入居者」を「入居者」に改める。

第18条の見出し中「納付」を「徴収」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。

第18条第3項中「その月の使用期間」を「その月の入居期間」に改め、同条第4項中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第19条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する督促に係る手数料は、1件につき100円とする。

第28条に見出しとして「（転貸等の禁止）」を付し、同条中「市営住宅」を「当該市営住宅」に改める。

第29条及び第30条中「市営住宅」を「当該市営住宅」に改める。

第31条中「市長は」を「市長は、」に、「対して市営住宅」を「対して当該市営住宅」に改める。

第32条から第34条までの規定中「市営住宅」を「当該市営住宅」に改める。

第37条、第40条第1項、第42条及び第43条中「市営住宅の入居者」を「入居者」に改める。

第45条第1項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とする。

第48条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする同居親族以外の親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第52条中「コミュニティ住宅の店舗等」を「コミュニティ住宅の附帯施設である店舗等（以下「店舗等」という。）」に改める。

第55条中「前条の第1項」を「前条第1項」に、「ただし書き」を「ただし書」に改める。

第58条中「店舗の」を「店舗等の」に改める。

第61条から第63条までの規定中「店舗」を「店舗等」に改める。

第65条中「店舗を」を「店舗等を」に改める。

第66条（見出しを含む。）中「店舗の」を「店舗等の」に改める。

第67条の見出し中「店舗の」を「店舗等の」に改め、同条中「店舗を」を「店舗等を」に改める。

第68条第1項中「同項第9号」を「同項第8号」に改める。

第78条中「特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令」を「特定優良賃貸住宅法及び淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第200号）」に改める。

第79条第1号中「所得が中位にあり、その所得が特定優良賃貸住宅法施行規則」を「所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）」に改める。

第80条第1項及び第85条第1号中「市営住宅の入居者」を「入居者」に改める。

第91条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第96条第2項、第96条の2第2項及び第97条の2第1号中「市営住宅の入居者」を「入居者」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例又は淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、同日以後の利用に係るものは、それぞれ改正後の淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例又は淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
及び管理に関する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一  
部改正）

現 行	改 正 案
<p>(設置) 第2条 市は、<u>前条の規定により</u>、特定公共賃 貸住宅を置く。 2 (略) (用語の定義) 第3条 この条例において<u>次の各号</u>に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。 (1) 特定公共賃貸住宅 市が法第18条 の規定に基づき建設し<u>及び管理する賃貸</u> 住宅をいう。 (2) (略) (3) 所得 施行規則<u>第1条第3号</u>に規定 する所得をいう。 (入居者の公募の方法) 第4条 市長は、<u>入居者の公募</u>を次に掲げる方 法のうち2以上の方法によって行うものと する。 (1)・(2) (略) (3) 新聞又は<u>新聞折り込み</u>ちらし (4) (略) 2・3 (略)  (入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することが できる者は、<u>次に掲げる者</u>とする。 (1) 所得が市長の定める基準に該当する 者であって、自ら居住するため住宅を必要 とする者のうち、現に同居し、又は同居し ようとする親族(婚姻の届出をしないが事</p>	<p>(設置) 第2条 市に<u>次条に規定する</u>特定公共賃貸住 宅<u>及び共同施設を設置する</u>。 2 (略) (用語の定義) 第3条 この条例において、<u>次の各号</u>に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。 (1) 特定公共賃貸住宅 市が法第18条 の規定に基づき建設し、<u>及び管理する賃貸</u> 住宅<u>及びその附帯施設</u>をいう。 (2) (略) (3) 所得 施行規則<u>第1条第4号</u>に規定 する所得をいう。 (入居者の公募の方法) 第4条 市長は、<u>特定公共賃貸住宅の入居者</u> <u>(以下「入居者」という。)</u>の公募を次に掲げ る方法のうち2以上の方法によって行うも のとする。 (1)・(2) (略) (3) 新聞又は<u>新聞折込</u> (4) (略) 2・3 (略)  (入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することが できる者は、<u>次の各号に掲げるいずれかの要 件に該当する者</u>とする。 (1) 所得が市長の定める基準に該当する 者であって、自ら居住するため住宅を必要 とする者のうち、現に同居し、又は同居し ようとする親族(婚姻の届出をしないが事</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</u></p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前条に規定する<u>入居資格のあるもの</u>で、特定公共賃貸住宅に<u>入居しようとする者</u>は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした<u>者から特定公共賃貸住宅の入居を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)</u>に対し通知するものとする。</p> <p>(入居者の<u>選考</u>)</p> <p>第8条 <u>入居の申込みを受理した戸数が特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、市長は、入居申込者の実情を十分調査審議し、適正であると認める者について抽選その他公正な方法により、入居者を選定するものとする。</u></p> <p>(入居補欠者)</p>	<p>実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>以下「同居親族」という。)</u>があるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</u>である場合は、<u>特定公共賃貸住宅に入居することができない。</u></p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前条に規定する<u>入居者の資格を有する者</u>で、特定公共賃貸住宅に<u>入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした<u>者のうちから特定公共賃貸住宅の入居予定者として決定する。</u></p> <p>(入居者の<u>選定</u>)</p> <p>第8条 市長は、<u>入居の申込みをした者の数が特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、入居申込者の実情を十分調査審議し、適正であると認める者のうちから抽選その他公正な方法により、入居予定者を選定するものとする。</u></p> <p>(入居補欠者)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
及び管理に関する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第9条 市長は、<u>前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>入居決定者が特定公共賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。</u></p> <p>(入居の許可)</p> <p>第10条 市長は、前2条の規定により<u>特定公共賃貸住宅の入居者を決定したときは、その者に対し特定公共賃貸住宅入居許可書（以下「許可書」という。）を交付して特定公共賃貸住宅の入居可能の日を指定するものとする。</u></p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 前条の許可書の交付を<u>受けた者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>入居決定者がやむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期限内に同項に定める手続をしなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>入居決定者が前2項に規定する期限内に、第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>特定公共賃貸住宅の入居決定者が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに入</u></p>	<p>第9条 市長は、<u>前条の規定に基づいて入居者を選定する場合において、入居予定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>入居予定者が第11条第3項の規定により入居の決定を取り消されたとき、同条第5項の規定に違反して入居しないとき、又は入居者が次の入居予定者の決定までに特定公共賃貸住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。</u></p> <p>(入居の許可)</p> <p>第10条 市長は、前2条の規定により<u>入居予定者を決定したときは、当該入居予定者に対し特定公共賃貸住宅入居許可書（以下「許可書」という。）を交付して特定公共賃貸住宅の入居可能の日を指定するものとする。</u></p> <p>(入居の手続)</p> <p>第11条 前条の許可書の交付を<u>受けた入居予定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>入居予定者がやむを得ない事情により、入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>入居予定者が前2項に規定する期間内に、第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>特定公共賃貸住宅の入居予定者が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、当該入居予定者に対して速やかに入</u></p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
及び管理に関する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一  
部改正）

現 行	改 正 案
<p>居可能日を通知しなければならない。</p> <p>5 特定公共賃貸住宅の<u>入居決定者</u>は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居し、入居後速やかに住所登録の届出をしなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第13条 <u>特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該住宅に入居を希望するときは、市長の承認を得なければならない。</u></p> <p>（家賃の決定及び変更）</p> <p>第14条 市長は、特定公共賃貸住宅の家賃については、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定めるものとする。</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、<u>家賃</u>を変更することができる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）近傍同種の民間賃貸住宅の家賃と比較して<u>不相当となった</u>と認めるとき。</p> <p>（3）特定公共賃貸住宅について改良を施した<u>ことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。</u></p>	<p>居可能日を通知しなければならない。</p> <p>5 特定公共賃貸住宅の<u>入居予定者</u>は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居し、入居後速やかに住所登録の届出をしなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第13条 <u>入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該住宅に入居を希望するときは、市長の承認を得なければならない。</u></p> <p>（家賃の決定及び変更）</p> <p>第14条 市長は、特定公共賃貸住宅の家賃については、<u>法第13条の規定に基づき施行規則第20条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、</u>近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定めるものとする。</p> <p>2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、<u>法第13条の規定に基づき施行規則第20条及び第21条に定める算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう、特定公共賃貸住宅の家賃を変更することができる。</u></p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）近傍同種の民間賃貸住宅の家賃と比較して<u>均衡上必要がある</u>と認めるとき。</p> <p>（3）特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(家賃の納付)</p> <p>第15条 <u>家賃</u>は、第10条の入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日（<u>第33条</u>による明渡し請求のあったときは、<u>明渡し請求のあった日</u>）まで<u>請求する</u>。</p> <p>2 <u>家賃</u>は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は<u>明け渡した日</u>）までに納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに入居した場合又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合において<u>その月の使用期間</u>が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。</p> <p>4 入居者が<u>第32条</u>に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を<u>立ち退いた</u>ときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(家賃の減額)</p> <p>第16条 市長は、<u>特定公共賃貸住宅の入居者</u>の入居の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 市長が前項の規定に基づき、<u>家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて第18条に規定する入居者負担額を、市長は入居者から徴収するものとする</u>。</p>	<p>(家賃の徴収)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、第10条の入居可能日から特定公共賃貸住宅を明け渡した日（<u>第33条第1項の規定</u>による明渡し請求のあったときは、<u>当該請求をした日</u>。次項において同じ。）までの<u>間、家賃を徴収する</u>。</p> <p>2 <u>入居者</u>は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、<u>明け渡した日</u>）までに、<u>その月分を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする</u>。</p> <p>3 入居者が新たに入居した場合又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合において、<u>その月の入居期間</u>が1か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。</p> <p>4 入居者が<u>第32条第1項</u>に規定する手続を経ないで特定公共賃貸住宅を<u>明け渡した</u>ときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(家賃の減額)</p> <p>第16条 市長は、<u>入居者の入居の安定を図るため</u>、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 <u>前項に規定する減額は、第14条の規定に基づき定められた家賃と第18条に規定する入居者負担額との差額を当該家賃から控除することにより行うものとする</u>。</p> <p>(減額の申請等)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
及び管理に関する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一  
部改正）

現 行	改 正 案
<p>第17条 <u>家賃の減額を受けようとする入居者は</u>、規則の定めるところにより、家賃減額申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>家賃減額申請書の提出があったときは</u>、その内容を審査し、家賃の減額を行うことを決定することができる。</p> <p>3 市長は、<u>前項の規定に基づき</u>、家賃の減額を行うことを決定したときは、次条に規定する入居者負担額その他必要な事項を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>（家賃の減免及び徴収猶予）</p> <p>第19条 市長は、入居者（<u>同居の親族を含む。</u>）が次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、<u>家賃の減免又は徴収の猶予</u>をすることができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（督促）</p> <p>第20条 第15条第2項の規定による納付期限までに家賃を納付しない者があるときは、市長は、期限を指定して、これを督促しなければならない。<u>ただし、督促手数料は規則で定める。</u></p> <p>（敷金）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が<u>特定公共賃貸住宅</u>を明け渡すときに、無利息でこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じ</p>	<p>第17条 <u>入居者は、前条に規定する家賃の減額を受けようとするときは</u>、規則の定めるところにより、家賃減額申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項に規定する申請書の提出があったときは</u>、その内容を審査し、<u>次条の規定に基づき入居者負担額を決定し</u>、家賃の減額を行うことを決定することができる。</p> <p>3 市長は、<u>前項の規定により</u>家賃の減額を行うことを決定したときは、次条に規定する入居者負担額その他必要な事項を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>（家賃の減免及び徴収猶予）</p> <p>第19条 市長は、入居者（<u>同居親族を含む。</u>）が次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、<u>家賃を減免し、又は徴収を猶予</u>をすることができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（督促）</p> <p>第20条 第15条第2項の規定による納付期限までに家賃を納付しない者があるときは、市長は、期限を指定して、これを督促しなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する督促に係る手数料は、1件につき100円とする。</u></p> <p>（敷金）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項に規定する敷金は、入居者が<u>当該特定公共賃貸住宅</u>を明け渡すときに、無利息でこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
及び管理に関する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一  
部改正）

現 行	改 正 案
<p>た金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除する。</p> <p>（入居者の保管義務等）</p> <p>第25条 入居者は、<u>特定公共賃貸住宅</u>及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 入居者の<u>責</u>に帰すべき理由により、<u>特定公共賃貸住宅</u>及び共同施設が滅失又は<u>き損</u>したときは、入居者が原形に復し、また、これに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>第26条 <u>入居者は</u>周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>第27条 <u>入居者が</u>特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。</p> <p>第28条 入居者は、<u>特定公共賃貸住宅</u>を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>第29条 入居者は、居住のみを目的として<u>特定公共賃貸住宅</u>を使用しなければならない。</p> <p>第30条 入居者は、<u>特定公共賃貸住宅</u>を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該債務の額の内訳を明示した上で、敷金のうちからこれを控除する。</p> <p>（入居者の保管義務等）</p> <p>第25条 入居者は、<u>当該特定公共賃貸住宅</u>及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 入居者の<u>責め</u>に帰すべき理由により、<u>当該特定公共賃貸住宅</u>及び共同施設が滅失又は<u>毀損</u>したときは、入居者が原形に復し、また、これに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>第26条 <u>入居者は</u>、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>第27条 <u>入居者は</u>、特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。</p> <p>（<u>転貸等の禁止</u>）</p> <p>第28条 入居者は、<u>当該特定公共賃貸住宅</u>を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>第29条 入居者は、居住のみを目的として<u>当該特定公共賃貸住宅</u>を使用しなければならない。</p> <p>第30条 入居者は、<u>当該特定公共賃貸住宅</u>を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>2 市長は、前項の<u>承認を行うに当たり</u>、入居者が<u>当該住宅を明け渡すときは</u>、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第31条 <u>特定公共賃貸住宅の入居者は</u>、当該入居者の入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(住宅の検査及び原状回復)</p> <p>第32条 入居者は、特定公共賃貸住宅を明け渡そうとするときは、<u>10日前までに</u>市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 入居者は、<u>特定公共賃貸住宅を明け渡す場合は</u>、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該特定公共賃貸住宅を原状に回復しなければならない。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第33条 市長は、入居者が<u>次のいずれかに</u>該当する場合には、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、<u>特定公共賃貸住宅の明渡しを請求</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 故意又は過失により特定公共賃貸住宅を<u>き損した</u>とき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及</u></p>	<p>2 市長は、前項の<u>承認を行うに当たっては</u>、入居者が<u>当該特定公共賃貸住宅を明け渡すときに</u>入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第31条 <u>入居者は</u>、当該入居者の入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、入居者が同居させようとする同居<u>親族以外の親族が暴力団員であるときは</u>、<u>前項の承認をしてはならない。</u></p> <p>(住宅の検査及び原状回復)</p> <p>第32条 入居者は、特定公共賃貸住宅を明け渡そうとするときは、<u>明け渡そうとする日の10日前までに</u>市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 入居者は、<u>前項の場合において</u>、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、<u>同項の検査までに</u>入居者の負担で、当該特定公共賃貸住宅を原状に回復しなければならない。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第33条 市長は、入居者が<u>次の各号のいずれかの要件に</u>該当する場合には、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、<u>当該特定公共賃貸住宅の明渡しを請求</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 故意又は過失により特定公共賃貸住宅を<u>毀損した</u>とき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
及び管理に関する条例新旧対照表  
第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一  
部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>ぼす行為をしたとき。</u> <u>(7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p>2 前項の規定に基づき、特定公共賃貸住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。この場合において、<u>入居者は</u>、市長の定めるところにより明渡しの指定期限の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償をしなければならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該<u>住宅の入居者の承諾</u>を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第34条の2 市長は、特定公共賃貸住宅に<u>入居又は入居者と同居しようとする者が</u>、第6条第4号に掲げる要件を満たすか<u>どうか</u>について、淡路警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 市長は、<u>特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは</u>、当該入居者又は同居者が暴力団員であるか<u>どうか</u>について、淡路警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第36条 (略)</p>	<p><u>(6) 入居者又は同居している者が暴力団員であることが判明したとき。</u> <u>(7) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上及び管理上必要と認めるとき。</u></p> <p>2 前項の規定により特定公共賃貸住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。この場合において、<u>当該入居者は</u>、市長の定めるところにより明渡しの指定期限の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償をしなければならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第34条の2 市長は、特定公共賃貸住宅に<u>入居し、又は同居しようとする者が</u>、第6条第4号に掲げる要件を満たすか<u>否か</u>について、淡路警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>2 市長は、<u>入居者又は同居している者が暴力団員である疑いがあると認めるときは</u>、当該入居者又は同居者が暴力団員であるか<u>否か</u>について、淡路警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第36条 (略)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置  
 及び管理に関する条例新旧対照表  
 第1条による改正（淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一  
 部改正）

現 行	改 正 案
(1) <u>特定公共賃貸市営住宅</u> の入居者の募集に関する業務 (2) <u>特定公共賃貸市営住宅</u> の家賃の徴収に関する業務 (3) <u>特定公共賃貸市営住宅</u> 及び共同施設の維持管理に関する業務 (4) (略)	(1) <u>特定公共賃貸住宅</u> の入居者の募集に関する業務 (2) <u>特定公共賃貸住宅</u> の家賃の徴収に関する業務 (3) <u>特定公共賃貸住宅</u> 及び共同施設の維持管理に関する業務 (4) (略)

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
 第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>(設置)</u>            第2条 市は、住宅に困窮する者等を入居させるため、次の市営住宅を設置する。  <u>(1) 普通市営住宅</u>  <u>(2) コミュニティ住宅</u>            2 本市に共同施設、店舗等を設置する。</p> <p>(定義)            第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            (1) (略)            (2) コミュニティ住宅 市営住宅のうち、国土交通大臣の承認を受けた整備計画に基づき施行される密集住宅市街地整備促進事業（以下「密集住宅市街地整備促進事業」という。）に<u>係るもの</u>をいう。</p> <p><u>(3)その他の住宅 市営住宅のうち市独自の施策により建設した住宅及びその附帯施設をいう。</u></p> <p><u>(4) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。</u></p> <p><u>(5) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入、改良法第29条第1項及び第2項に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特賃法施行規則」という。）第1条第3号に規定する所得をいう。</u></p>	<p><u>(設置)</u>            第2条 市に第4条に規定する市営住宅及び共同施設を設置する。</p> <p>(定義)            第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            (1) (略)            (2) コミュニティ住宅 市営住宅のうち、国土交通大臣の承認を受けた整備計画に基づき施行される密集住宅市街地整備促進事業（以下「密集住宅市街地整備促進事業」という。）により建設した住宅及びその附帯施設をいう。</p> <p><u>(3) 共同施設 法第2条第9号に規定する施設をいう。</u></p> <p><u>(4) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。</u></p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>(6) 市営住宅建替事業</u> 市が施行する改良住宅等建替事業及び法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p> <p><u>(7) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。</u></p> <p>(整備基準)</p> <p>第4条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で<u>定める基準</u>は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）に定める<u>基準をもって、その基準とする。</u></p> <p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第5条 市長は、<u>入居者</u>の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新聞又は<u>新聞折り込みちらし</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の<u>同居者の人数</u>に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p>	<p><u>(5) 市営住宅建替事業</u> 市が施行する改良住宅等建替事業及び法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p> <p>(整備基準)</p> <p>第4条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で<u>定める整備基準</u>は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）に定めるところによる。</p> <p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第5条 市長は、<u>市営住宅の入居者</u>（以下「入居者」という。）の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 新聞又は<u>新聞折込</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の<u>同居している者</u>（以下「同居者」という。）の<u>人数</u>に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(7) <u>市営住宅の入居者</u>が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(入居資格の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる<u>市営住宅の入居者</u>は、同項各号（同項第1号ただし書に規定する者にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の<u>規定により入居の申込みをした者</u>を市営住宅の入居者として決定し、<u>その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）</u>に対し通知するものとする。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第10条 <u>入居の申込みをした者の数</u>が入居させるべき市営住宅（<u>特定公共賃貸住宅及びその他の住宅を除く。以下第3号までに</u>において同じ。）の戸数を超える場合の入居者の選考は、<u>次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定により入居者を<u>選考する場合</u>において、<u>入居決定者のほかに</u>補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p>	<p>(7) <u>入居者</u>が相互に入れ替わることが双方の利益となること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(入居資格の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前条第1項第2号イに掲げる<u>入居者</u>は、同項各号（同項第1号ただし書に規定する者にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる要件を満たすほか、当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に<u>規定する入居の申込みをした者のうちから市営住宅の入居予定者として決定する。</u></p> <p>(入居者の選定)</p> <p>第10条 <u>市長は、入居の申込みをした者の数</u>が入居させるべき市営住宅の<u>戸数を超えるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する者のうちから抽選その他公正な方法により、入居予定者を選定するものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(入居補欠者)</p> <p>第11条 市長は、前条の規定に<u>基づいて入居者を選定する場合</u>において、<u>入居予定者のほかに</u>補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>2 市長は、<u>入居決定者が市営住宅に入居しない</u>ときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の<u>入居決定者</u>は、決定の日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市営住宅の<u>入居決定者</u>がやむを得ない事情により入居の手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項の規定による手続を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、市営住宅の<u>入居決定者</u>が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の<u>入居決定者</u>が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、当該<u>入居決定者</u>に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の<u>入居決定者</u>は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居し、入居後速やかに住所登録の届出をしなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(同居の承認)</p>	<p>2 市長は、<u>入居予定者が次条第4項の規定により入居の決定を取り消されたとき、同条第6項の規定に違反して入居しないとき、又は入居者が次の入居予定者の決定までに市営住宅を明け渡したとき</u>は、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の<u>入居予定者</u>は、決定の日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 市営住宅の<u>入居予定者</u>がやむを得ない事情により入居の手続を前項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項の規定による手続を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、市営住宅の<u>入居予定者</u>が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の<u>入居予定者</u>が第1項又は第2項の規定による手続をしたときは、当該<u>入居予定者</u>に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の<u>入居予定者</u>は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居し、入居後速やかに住所登録の届出をしなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(同居の承認)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第13条 <u>市営住宅の入居者</u>は、当該市営住宅への入居の際に同居親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）<u>第11条第2項</u>に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第14条 <u>市営住宅の入居者</u>が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条第2項に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により算出されたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、<u>市営住宅の入居者</u>が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>第13条 <u>入居者</u>は、当該市営住宅への入居の際に同居親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）<u>第11条</u>に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 市長は、入居者が同居させようとする同居親族以外の親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。</u></p> <p>（入居の承継）</p> <p>第14条 <u>入居者</u>が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条第2項に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>（家賃の決定）</p> <p>第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により算出されたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、<u>入居者</u>が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2～4 （略）</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(家賃の納付)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合、当該明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、<u>その月の使用期間</u>が1か月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 入居者が<u>第44条</u>に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(督促)</p> <p>第19条 前条第2項の規定による納期限までに家賃を納付しない者があるときは、市長は、期限を指定して、これを督促しなければならない。<u>ただし、督促手数料は、規則で定める。</u></p> <p>第28条 入居者は、<u>市営住宅</u>を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>第29条 入居者は、<u>市営住宅</u>を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承</p>	<p>(家賃の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合、当該明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。<u>ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</u></p> <p>3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、<u>その月の入居期間</u>が1か月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 入居者が<u>第44条第1項</u>に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(督促)</p> <p>第19条 前条第2項の規定による納期限までに家賃を納付しない者があるときは、市長は、期限を指定して、これを督促しなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する督促に係る手数料は、1件につき100円とする。</u></p> <p>(転貸等の禁止)</p> <p>第28条 入居者は、<u>当該市営住宅</u>を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>第29条 入居者は、<u>当該市営住宅</u>を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。</p> <p>第30条 入居者は、<u>市営住宅</u>を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理上必要な指示)</p> <p>第31条 <u>市長は</u>市営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して<u>市営住宅</u>の修繕その他必要な事項を指示することができる。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第32条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第7条第1項第2号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が<u>市営住宅</u>に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が<u>市営住宅</u>に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(明渡しの努力義務)</p> <p>第33条 収入超過者は、<u>市営住宅</u>を明け渡すよう努めなければならない。</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第34条 第32条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に</p>	<p>の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。</p> <p>第30条 入居者は、<u>当該市営住宅</u>を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理上必要な指示)</p> <p>第31条 <u>市長は、</u>市営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して<u>当該市営住宅</u>の修繕その他必要な事項を指示することができる。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第32条 市長は、毎年度、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第7条第1項第2号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が<u>当該市営住宅</u>に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 市長は、第16条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が<u>当該市営住宅</u>に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(明渡しの努力義務)</p> <p>第33条 収入超過者は、<u>当該市営住宅</u>を明け渡すよう努めなければならない。</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第34条 第32条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>係る期間（当該入居者が当該期間中に<u>市営住宅</u>を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（住宅のあっせん等）</p> <p>第37条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があったときその他必要があると認めるときは、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、<u>市営住宅の入居者</u>が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>（建替事業による明渡請求等）</p> <p>第40条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により除却しようとする<u>市営住宅の入居者</u>に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（市営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p> <p>第42条 市長は、前条の規定による申出により<u>市営住宅の入居者</u>を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、第1</p>	<p>係る期間（当該入居者が当該期間中に<u>当該市営住宅</u>を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（住宅のあっせん等）</p> <p>第37条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があったときその他必要があると認めるときは、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、<u>入居者</u>が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>（建替事業による明渡請求等）</p> <p>第40条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により除却しようとする<u>入居者</u>に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（市営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p> <p>第42条 市長は、前条の規定による申出により<u>入居者</u>を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、第15条第1項</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表  
第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>5条第1項若しくは第4項、第34条第1項若しくは第3項又は第36条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）</p> <p>第43条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、第15条第1項若しくは第4項、第34条第1項若しくは第3項又は第36条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（入居許可の取消し等）</p> <p>第45条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、その入居許可を取り消し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。</u></p> <p><u>(9) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>（同居の承認）</p>	<p>若しくは第4項、第34条第1項若しくは第3項又は第36条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）</p> <p>第43条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、第15条第1項若しくは第4項、第34条第1項若しくは第3項又は第36条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定するところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（入居許可の取消し等）</p> <p>第45条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、その入居許可を取り消し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>（同居の承認）</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第48条（略）</p> <p>（店舗等の管理）</p> <p>第52条 <u>コミュニティ住宅の店舗等の管理</u>は、第2章及び第3章に定めるもののほか、この章に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（使用者の決定）</p> <p>第55条 市長は、<u>前条の第1項</u>の規定により店舗等（第53条<u>ただし書き</u>規定により使用させる場合に限る。以下この条において同じ。）の使用の申込みをした者の数が、使用させるべき店舗等の設置数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、店舗等の使用者を決定しなければならない。</p> <p>（使用料の変更）</p> <p>第58条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>店舗の使用料</u>を変更することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（修繕費用の負担）</p> <p>第61条 <u>店舗の壁、基礎、土台、柱、はり、</u>屋根並びに給水、排水（汚物処理槽を含む。）、電気、ガス、消火及び共同じんかい処理の施設の修繕に要する費用（給水栓、点滅器及び</p>	<p>第48条（略）</p> <p><u>2 市長は、入居者が同居させようとする同居親族以外の親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。</u></p> <p>（店舗等の管理）</p> <p>第52条 <u>コミュニティ住宅の附帯施設である店舗等（以下「店舗等」という。）</u>の管理は、第2章及び第3章に定めるもののほか、この章に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（使用者の決定）</p> <p>第55条 市長は、<u>前条第1項</u>の規定により店舗等（第53条<u>ただし書</u>規定により使用させる場合に限る。以下この条において同じ。）の使用の申込みをした者の数が、使用させるべき店舗等の設置数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、店舗等の使用者を決定しなければならない。</p> <p>（使用料の変更）</p> <p>第58条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>店舗等の使用料</u>を変更することができる。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（修繕費用の負担）</p> <p>第61条 <u>店舗等の壁、基礎、土台、柱、はり、</u>屋根並びに給水、排水（汚物処理槽を含む。）、電気、ガス、消火及び共同じんかい処理の施設の修繕に要する費用（給水栓、点滅器及び</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は除く。)は、市が負担するものとする。</p> <p>(長期不使用)</p> <p>第62条 <u>店舗</u>を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。</p> <p>(用途外使用)</p> <p>第63条 <u>店舗</u>は、使用申込書に記載した用途以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(模様替)</p> <p>第65条 <u>店舗等</u>の使用者は、<u>店舗</u>を模様替えてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の承認を行うに当たり、<u>店舗</u>を明け渡すときは、<u>店舗等</u>の使用者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。</p> <p>(<u>店舗の内装及び工作物の変更</u>)</p> <p>第66条 <u>店舗等</u>の使用者は、<u>店舗の内装及び工作物</u>の変更をするときは、市長の許可を得なければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。</p> <p>(<u>店舗の権利の承継</u>)</p> <p>第67条 <u>店舗等</u>の使用者が死亡し、又はその他の理由により営業継続困難と認められる場合において、親族が引き続き<u>店舗</u>を営業しようとするときは、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p>	<p>その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は除く。)は、市が負担するものとする。</p> <p>(長期不使用)</p> <p>第62条 <u>店舗等</u>を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。</p> <p>(用途外使用)</p> <p>第63条 <u>店舗等</u>は、使用申込書に記載した用途以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(模様替)</p> <p>第65条 <u>店舗等</u>の使用者は、<u>店舗等</u>を模様替えてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の承認を行うに当たり、<u>店舗等</u>を明け渡すときは、<u>店舗等</u>の使用者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。</p> <p>(<u>店舗等の内装及び工作物の変更</u>)</p> <p>第66条 <u>店舗等</u>の使用者は、<u>店舗等の内装及び工作物</u>の変更をするときは、市長の許可を得なければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。</p> <p>(<u>店舗等の権利の承継</u>)</p> <p>第67条 <u>店舗等</u>の使用者が死亡し、又はその他の理由により営業継続困難と認められる場合において、親族が引き続き<u>店舗等</u>を営業しようとするときは、市長の許可を得なければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第68条 第45条第1項の規定は、店舗等の使用者について、これを準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「入居者」とあるのは「店舗等の使用者」と、「当該入居者」とあるのは「当該使用者」と、「入居許可」とあるのは「使用許可」と、「市営住宅」とあるのは「店舗等」と、同項第1号中「入居」とあるのは「使用」と、同項第2号中「家賃」とあるのは「使用料」と、同項第3号及び第4号中「市営住宅」とあるのは「店舗等」と、同項第5項中「第13条、第14条又は第25条から第30条」とあるのは「第62条から第67条」と、同項第6号中「第31条」とあるのは「第69条」と、同項第7号中「市営住宅の借上げ」とあるのは「店舗等の使用」と、<u>同項第9号</u>中「入居者又は同居者」とあるのは「店舗等の使用者又はその役員若しくは使用人」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）</p> <p>第78条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあつては、当該市営住宅を<u>特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令</u>で定める基準に従って管理する。</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第79条 第77条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第7条の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たす者でなければならない。</p>	<p>第68条 第45条第1項の規定は、店舗等の使用者について、これを準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「入居者」とあるのは「店舗等の使用者」と、「当該入居者」とあるのは「当該使用者」と、「入居許可」とあるのは「使用許可」と、「市営住宅」とあるのは「店舗等」と、同項第1号中「入居」とあるのは「使用」と、同項第2号中「家賃」とあるのは「使用料」と、同項第3号及び第4号中「市営住宅」とあるのは「店舗等」と、同項第5項中「第13条、第14条又は第25条から第30条」とあるのは「第62条から第67条」と、同項第6号中「第31条」とあるのは「第69条」と、同項第7号中「市営住宅の借上げ」とあるのは「店舗等の使用」と、<u>同項第8号</u>中「入居者又は同居者」とあるのは「店舗等の使用者又はその役員若しくは使用人」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）</p> <p>第78条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあつては、当該市営住宅を<u>特定優良賃貸住宅法及び淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第200号）</u>で定める基準に従って管理する。</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第79条 第77条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第7条の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たす者でなければならない。</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>所得が中位にあり、その所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、同居親族があるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(家賃)</p> <p>第80条 第77条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項若しくは第4項、第34条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の<u>入居者</u>の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第85条 駐車場を使用する者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) <u>市営住宅の入居者</u>又は同居者であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第91条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損</u>したとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(1) <u>所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第6条に定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、同居親族があるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(家賃)</p> <p>第80条 第77条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項若しくは第4項、第34条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、当該<u>入居者</u>の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第85条 駐車場を使用する者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1) <u>入居者</u>又は同居者であること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第91条 市長は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損</u>したとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

淡路市営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

第2条による改正（淡路市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>2 (略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の規定による検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第96条の2 (略)</p> <p>2 市長は、市営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるか否かについて、淡路警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第97条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 市営住宅の入居者の募集に関する業務</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 前項の規定による検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第96条の2 (略)</p> <p>2 市長は、入居者又は同居者が暴力団員である疑いがあると認めるときは、当該入居者又は同居者が暴力団員であるか否かについて、淡路警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第97条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 入居者の募集に関する業務</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

議案第53号

淡路市震災記念公園基金条例を廃止する条例制定の件

淡路市震災記念公園基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市震災記念公園基金条例を廃止する条例

淡路市震災記念公園基金条例（平成17年淡路市条例第60号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市震災記念公園基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>淡路市震災記念公園基金条例</p> <p>平成17年4月1日 条例第60号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 淡路市震災記念公園施設充実の財源に充てるため、淡路市震災記念公園基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 予算で定める額</p> <p>(2) 基金から生ずる収入</p> <p>(3) 指定寄附金</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金等の確実な方法によって運用しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。</p> <p>(運用収益の処理)</p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 市長は、第1条の目的のために行う事業の経費に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金若しく</p>	<p>(条例の廃止)</p>

淡路市震災記念公園基金条例を廃止する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>は市が行う収益的事業で繰戻しの確実なものの財源に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(条例の廃止)</p>